

## 公告

下記の特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定により、必要な措置をとることを令和 6 年（2024 年）10 月 28 日付飯山市達第 13 号により命じています。

令和 6 年（2024 年）10 月 28 日

飯山市長 江沢 岸生



## 記

### 1 対象となる特定空家等

所在地 長野県飯山市大字照里字久保田 2115 番地 2、2116 番地 3

用 途 居宅・診療所

### 2 措置の内容 当該空家等及び動産等の撤去

### 3 命ずるに至った理由

- ・当該空家等が建物の体裁を保っておらず、半壊の状態にあたるにも関わらず長年放置されているため、毎年地元自治会より当該空家等の適正化要望があること。
- ・小中学校の通学路であり当該空家等を起因とする被害が児童生徒に及ぶ恐れがあること。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する状態にあると認めるため。

### 4 履行期限 令和 6 年（2024 年）11 月 15 日